

子どもの権利を伝える

毎年、お手伝いさせていただいている幸田町「子ども会議」。子どもの権利に関する条例の中に定められた子ども会議です。今年も、施行5年めということもあり、子どもの言葉で子どもに伝える「標語」のようなものを作るワークショップを行いました。

☆子どもの権利、7つの柱

子どもには、人間としての基本的人権と子どもならではの保証される権利があります。幸田町では、大きく7つの柱を設定し、その中にいくつかの権利を明文化しています。今回の子ども会議は、この7つの柱それぞれに該当する標語をつくらうというものです。(右の写真は、条例制定時に町内の中高生が集まって、考えた標語が掲載されたパンフレットです)



☆進め方は？

参加者は町内の各中学校、高校から4名ずつ、合計16人。午後3時間×2回で開催しました。

1. 条例の読み合わせ後、条例・権利についての対話
2. 「中高生、小学生にこの条例を伝えるとしたら、どんな標語にする？」のお題でワークショップ
3. グループで標語をブラッシュアップ
4. 全員でブラッシュアップして、標語を決定する



このプロセスで心がけたことは、①必ず時間内に7つの標語を創り上げる②たくさん参加者と話を③いくつか作ったうちのひとつを選択するのではなく、訴えたいことを汲み取って新しい標語をつくることで合意形成することでした。ファシリテーターにとっても難しい課題を掲げたワークショップとなりました。

☆結果は・・・

最後は駆け足となりつつも、7つの柱それぞれに標語を作ることができました。アンケートから、子ども達は7つの標語ができたこと、そして、話し合いのプロセスにも満足してくれたようです。

☆16人で合意できる標語を時間内に創ること、そのプロセスでも多数決は使わずに「止揚」してブラッシュアップしていくことを体験した子ども達でした。ファシリテーターとしても達成感、充実感のある子ども会議となりました。